毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

告　示
○個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定（五〇〇・総務課）
○既存の大規模小売店舗の変更に関する届出（五〇一・商工業振興課）
○建築基準法による道路位置の指定（五〇二・由利建設事務所）
公　告
○土地改良区の役員の就任の届出（北秋田総合農林事務所）
○土地改良区の役員の退任の届出（秋田総合農林事務所）
○土地改良区の役員の退任の届出（由利総合農林事務所）
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿総合農林事務所）

告　示

秋田県告示第五百号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第百三十八号）第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県規則第四号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成十四年七月十九日

秋田県知事　寺　田　典　城

法人の名称

財団法人秋田ワールドゲームズ２００１組織委員会

財団法人秋田県総合保健事業団

秋田県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年七月十九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要

㈠　大規模小売店舗を設置する者の氏名

株式会社日敷　代表取締役　小田原　豊　満　外二者

㈡　大規模小売店舗の名称及び所在地

ハッピータウン横手

横手市横手町字一ノ口十の一外

㈢　変更しようとする事項

(1)　小売業を行う者の閉店時刻

よねや商事株式会社　外四者

ア　変更前　午後九時

イ　変更後　翌日の午前零時

(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア　変更前　午前九時十五分から午後九時十五分まで

イ　変更後　午前九時十五分から翌日の午前零時十五分まで

㈣　変更する年月日

平成十四年七月十日

二　届出年月日

平成十四年七月八日

三　関係書類の縦覧場所及び期間

㈠　縦覧場所

県庁第二庁舎一階　県政情報資料室

横手市役所　商業観光課

㈡　縦覧期間

平成十四年七月十九日から同年十一月十九日まで

四　意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課

五　意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百二号

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
本荘市出戸町字二番堰五十四番地 株式会社　北栄商事 代表取締役　山　科　昇	本荘市出戸町字二番堰五十三番の内	四十五・六六メートル	六メートル	平成十四年七月八日

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十九日

秋田県知事　寺　田　典　城

公　告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十九日

秋田県知事　寺　田　典　城

就任理事の住所及び氏名
大館市沼館字神館三十二番地　桜　庭　敏　正

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡昭和町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十九日

秋田県知事　寺　田　典　城

退任理事の住所及び氏名
南秋田郡昭和町大久保字堤の上四十八番地の二　佐　藤　清

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、本荘市東由利町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十九日

秋田県知事　寺　田　典　城

退任理事の住所及び氏名
由利郡東由利町老方字寺田五十八番地一　佐　藤　謙

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年七月十九日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任理事の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町浅舞字西田五十五番地	後藤清一
〃　中吉田字上藤根九番地	藤原富士夫
〃　下鍋倉字下糸畑原二十二番地の一	伊藤和夫
〃　樽見内字新処四十六番地	首藤欣一
〃　下鍋倉字上六ツ段五十三番地	清水精一
〃　浅舞字五味川百二番地	佐々木茂
〃　醍醐字街道上七十九番地	佐藤紘蔵
〃　〃　字道中後五十八番地	園部勲
〃　〃　字下醍醐三十八番地	佐藤善郎

平鹿郡平鹿町上吉田間内字深間内五十二番地　近　親
〃　浅舞字新平川百四十二番地　菅原　孝
〃　醍醐字荒処百五十二番地　柴田孝一
〃　〃　字城廻百十八番地　平塚岳夫
〃　下吉田字高口六十一番地　武田一美
〃　上吉田間内字四ツ屋百四十八番地　長澤一
〃　浅舞字浅舞二百九十七番地の一　遠藤徳和
〃　中吉田字蟹沢二十五番地　西田清美
〃　浅舞字蛭野三百十七番地　森谷康市
〃　樽見内字笛吹田九番地　栗田信義
〃　浅舞字桜森境百二十三番地　小野　肇
〃　下吉田字桑木三十七番地　石山重男
〃　上吉田間内字吉田百二十四番地　橋本勝男
〃　浅舞字覚町後百八番地の二　鈴木嘉一
〃　醍醐字野中六十四番地　藤原　強
〃　〃　字上醍醐九十三番地　菅原俊明
〃　〃　字館ノ下六十九番地の二　柴田幹男
〃　浅舞字浅舞百六十六番地　酒井大策

二　就任理事の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町浅舞字西田五十五番地　後藤清一
〃　中吉田字上藤根九番地　藤原富士夫
〃　醍醐字街道上七十九番地　佐藤紘蔵
〃　樽見内字新処四十六番地　首藤欣一
〃　浅舞字覚町後九十四番地　長谷川正清
〃　醍醐字野中六十四番地　藤原　強
〃　浅舞字蛭野三百十七番地　森谷康市
〃　上吉田間内字吉田百二十四番地　橋本勝男
〃　樽見内字笛吹田九番地　栗田信義
〃　下吉田字高口六十一番地　武田一美
〃　醍醐字館ノ下六十九番地の二　柴田幹男
〃　中吉田字蟹沢二十五番地　西田清美
〃　上吉田間内字深間内五十二番地　近　親
〃　浅舞字浅舞百六十六番地　酒井大策
〃　下吉田字桑木三十七番地　石山重男

平鹿郡平鹿町浅舞字桜森境百二十三番地　小野　肇
〃　〃　字覚町後百八番地の二　鈴木嘉一
〃　〃　字新平川百四十二番地　菅原　孝
〃　〃　醍醐字下醍醐三十八番地　佐藤善郎
〃　〃　字城廻百十八番地　平塚岳夫
〃　〃　字上醍醐九十三番地　菅原俊明
〃　〃　下鍋倉字下糸畑原二十二番地の一　伊藤和夫

三　退任監事の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町醍醐字西上沖田六十一番地　柿崎健作
〃　〃　浅舞字鷹野一番地　杉山啓八
〃　〃　中吉田字清水百三十七番地　佐々木　隆

四　就任監事の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町醍醐字西上沖田六十一番地　柿崎健作
〃　〃　中吉田字中清水百三十七番地　佐々木　隆
〃　〃　下鍋倉字上六ツ段五十三番地　清水精一

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%